

協石川支部発第 171030-01 号
平成 29 年 10 月 30 日

全国健康保険協会理事長 殿

全国健康保険協会石川支部長

平成 30 年度保険料率に係る意見書

健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、支部評議会の意見を聴取いたしましたので、以下のとおり意見の申出を行います。

記

1. 石川支部の保険料率

中・長期的な財政基盤の安定を重視しつつも、法定を大きく超える準備金の残高水準を鑑みたとき、平成 30 年度の石川支部適用保険料率は、単年度収支均衡により算出される保険料率とすることを申し入れる。

2. 激変緩和措置

計画的な解消を諒承する。

3. 保険料率の改定時期

平成 30 年 4 月納付分からとする。

《意見》

「保険料率の決定に至るプロセスへの不信」が強く問題提起された昨年度の評議会意見を踏まえ、「保険料率の算出に係る構成指標の経年検証」と「石川支部の 5 年収支見通しの試算値」を基に議論を行った。

評議員の意見を収斂すると、協会けんぽに対する「医療保険者としてのポリシー」が問われていると感じた。

具体的には、

- ① 収支均衡を原則とする保険料に将来の負担まで見込むのかという観点から、準備金残高水準の根拠を明確にすべきという意見
- ② 都道府県単位保険料率を標榜するのであれば、支部の保険料率には収支の実態が適切に反映されなければならないという観点から、支部収支の実数を明らかにすべきという意見
- ③ 加入者の増加がもたらす影響は、保険料率の変動に留意するだけでよいのかという観点から、低所得加入者の実態把握の必要性があるという意見

であり、当職は協会けんぽが方針を示すべきとの何れの主張も、評議員の見識において、単に保険料率の水準を論ずるに留まるものではなく、加入者の納得性を前提とした保険制度の運営を求めていると思料する。

その上で、平成 30 年度の石川支部保険料率について、以下を申し入れの趣旨とする。

- ① 中・長期的な財政基盤の安定と準備金残高水準の相関に係る道筋が示されていないこと。
- ② 保険料率を 10%とした場合、準備金が更に積み上がることが見込まれること
- ③ 10%という保険料率の水準は、協会けんぽにおける共通認識として限界保険料率と位置付けているにも関わらず、石川支部の保険料率は 10%を超えていること。

以上